

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公開(見える化要件について)

令和元年度の報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人でも、令和元年度よりこの加算を取得しております。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

<福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件>

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)については、上記に加え、福祉専門職員配置等加算の算定などの配置等要件を満たす必要があります。

上記算定要件に挙げられている見える化要件に基づき、当法人の処遇改善に関する具体的な取組内容について下記に提示します。

○加算の取得状況：福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

	職場環境要件項目	当法人の取組
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	資格取得のための交通費や旅費の補助、スクーリング出席日を「職務に専念する義務の免除」の扱いにし、職員が講習等を受けやすい環境を整えています。
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	産前休暇、産後休暇、育児休暇などを整備しています。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎朝の朝礼を開き、情報共有を徹底しています。

労働環境・処遇の改善	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断を行っています。
	その他	有給休暇取得の奨励、7月～9月での夏季休暇取得を実施しています。
その他	障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	事務所内での基本理念の掲示や、ホームページを活用し公開しています。
	中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等))	パート職員に対し、本人の都合も加味した上で、勤務シフトを柔軟に組んでいます。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を実施しています。
	職員の増員による業務負担の軽減	パート職員を増員し、正規職員の業務軽減に努めています。